

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉
—あなたはどうか考える？ その理由は？—

	〇or×
1	物事を理解する能力がなくなっても、成年後見人が選任される前、本人が借用証書に自筆で署名・押印していれば融資が無効となることはない。
2	本件においては、Xさんへの融資が無効となっても、Xさんは同額を不当に利得しているため、JAはXさんに対して貸金残高全額を不当利得返還請求できる。
3	本件において、本人への請求が困難になった場合に備えての保証人なのだから、融資が無効になった場合でも保証人であるYさんへの請求はできる。
4	抵当権設定が有効に行われたのであれば、その後に成年後見が開始されても抵当権の実行に支障はない。
5	本件において、Xさんの自宅を任意売却する際には家庭裁判所の許可が必要である。



正解とその理由は25頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長
東北大学法科大学院 教授
弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

〈解説〉

！ 意思能力がなければ無効

融資した当時は成年後見の開始前ですし、Xさん本人に来店してもらって、借用証書等には自筆で署名・押印してもらっていますので、無効ということはないと思っていますのですが……。

契約など種々の法的効果を生じさせる行為が有効になるのは、その法律行為の内容を理解し判断する能力があつてこそです。そのため、そのような能力、すなわち意思能力がなければ、契約書に署名・押印していても契約は無効となってしまう。

意思能力と成年後見制度の関係は、どのように考えればよいのでしょうか？

意思能力がない人の行った契約等は無効となり、不当な契約で財産を失うことを防ぐことができず。しかし、意思能力がなかったことの立証は容易ではありません。また、取引相手は、意思能力の有無が微妙な人との取引の方法に悩むこととなります。

今回のお悩み

第16回(最終回)

意思能力の有無と成年後見等の債権回収への影響

当JAは、Xさんに対し、平成26年12月、500万円を融資しました。その際、Xさんの自宅に抵当権を設定し、友人のYさんに保証人になってもらいました。ところが、Xさんは認知症を患って物事を理解する能力がなくなったため、平成28年6月に長男Aさんが成年後見人になっています。現在、前記の貸金の残高は450万円なのですが、Aさんから、「融資時点ですでにXには物事を理解する能力がなく、融資は無効だったのではないかと」言われています。

平成26年12月の融資の際は、次男BさんがXさんに付き添ってJAに来店され、借用証書や抵当権設定の書類には、Xさんに自筆で署名・押印してもらっています。融資金の用途については、自宅のバリアフリー化の改修費用と聞いていたのですが、改修は行われずにBさんの事業の支援に使われたようです。そして、Bさんは事業に失敗して行方不明になっているのです。

このような場合、①融資が無効になるのか、②無効になった場合に当JAの貸金債権はどうなるのか、③無効にならない場合でも、Aさんが成年後見人になったことで当JAの債権回収にはどのような影響があるのか悩んでいます。

そこで、法律行為の判断能力が不十分な人を類型化して保護するために設けられたのが成年後見制度なのです。

なるほど。もう少し詳しく教えてください。

判断能力を欠く常況にあれば「後見」、著しく不十分であれば「保佐」、不十分であれば「補助」の開始を家庭裁判所で審判してもらえます。審判がなされれば、各類型に応じて法律に定められた手続きが守られていないと、本人や成年後見人等は、契約等の取消しを主張することができることになり、本人の財産は守られます。

また、取引相手は、法律に定められた手続きを守っていれば取消しを主張することはなく、安心して取引できることとなります。

では、意思能力がない状態なのに、後見が開始されていない場合はどうなるのでしょうか？

先ほど述べた原則により、意思能力がなかったのであれば、契約等の法律行為は無効になってしまいます。